

ビジネスとは仕事をつくること。経営のヒントがそこにある!

過疎の町を再生した 「葉っぱビジネス」の軌跡

徳島県の小さな山あいの町で、料理を飾る“つまもの”を主力商品とする株式会社いろどり。現在では、年商2億6千万円にも達し、見事な町おこしの成功事例として各地で紹介されています。しかしその成功は単に着眼が良かっただけでなく、事業として確立するのは苦難の連続でした。それらを身を粉にして乗り越えてきたのが、当時若くして農協職員として赴任した横石知二氏。横石氏の命を懸けたその行動と姿勢には、学ぶべき経営のヒントが沢山詰まっています。



横石 知二
「そうだ、葉っぱを売ろう!」
1,620円(税込)
SBクリエイティブ発行



講師

株式会社いろどり
代表取締役

横石 知二 氏

1958年徳島生まれ。1979年上勝町農業協同組合へ就職。1986年「彩」を開発し全国的な注目を浴びる。1999年株式会社いろどり設立。2009年代表取締役社長に就任。2007年Newsweek日本版「世界を変える社会起業家100人」に選ばれる。2009年ソーシャルビジネス大賞・マーケティング大賞、2014年徳島県知事表彰・徳島新聞賞ほか受賞多数。

日時

平成30年 **1月26日(金)**

【講演会】15:00~17:00 【懇親会】17:20~19:00

会場

姫路商工会議所 501ホール

会費

3,000円(懇親会参加の場合 別途3,000円)

定員

先着150名様

◆参加申込書◆ お申し込みは、FAX、ホームページからお願いします。

貴社名	TEL	FAX	
お名前	お役職	☐ 講演会のみ 会費 3,000 円	☐ 講演会・懇親会とも 会費 6,000 円
お名前	お役職	☐ 講演会のみ 会費 3,000 円	☐ 講演会・懇親会とも 会費 6,000 円
お名前	お役職	☐ 講演会のみ 会費 3,000 円	☐ 講演会・懇親会とも 会費 6,000 円

下記へ FAX にてお申し込みください

FAX.079-288-0997

ホームページからお申込みいただけます

<http://www.onoe-kaikei.com/seminar>

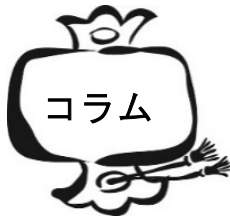
申込締切：平成30年1月16日(火) 主催：ユアブレーション 尾上会計事務所 TEL.079-288-3811 担当：井上



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

「葉っぱビジネス」の一端を目の当たりに

第30回を迎えます今回の新春特別講演会は、徳島県上勝町にある株式会社いろどりの横石知二社長様にお願いすることになりました。料理に添える「つまもの」の木や葉っぱを、高齢者が集めて出荷する「葉っぱビジネス」は、かなり以前からテレビに取り上げられて話題となり、ご存知の方も多いことと思います。

先日、徳島市内から車で約1時間の上勝町へ、ご挨拶と見学を兼ねて事務所メンバー3人で行って参りました。そしてお二人の方にお会いして話を聞いて来ました。

まずは、このビジネスの発案者である横石社長様。ウィンドブレーカーにリュックを背負い、車までの移動もサッと走って、大変身軽な方でした。お会いして直接話を聞いて、現場の状況も少しわかりました。例えば紅葉などの葉っぱは、山の中から木を探してそこから取るものと思ってましたが、そんな非効率なことはしないようです。育てているんですね。しかも、剪定して同じ大きさになるように育てている。使いやすいようにできるだけ揃える。このことを横石社長は、その辺の中小企業がそんな非効率なことをやってないかどうかですねと、ビジネスの話に繋いで下さる。いかに効率よく品質の高いものを揃えるか、これが商売の基本です。上勝ブランドが信頼を得ている理由のひとつですね。しかも注文を受けたものを作って出荷すること。売れ残った木や葉っぱは、ゴミにしかならないと。なるほど、納得です。

次にお会いしたのは、この仕事に24年間携わっておられるという西蔭幸代さん。山の上の作業所のあるご自宅まで横石社長に連れて行ってもらいますと、出荷の準備で忙しそうでした。手を止めて相手をして下さいましたが、大きな声の気さくなお母さんは、派手な赤いベストを着て、肌もツヤツヤ、とても80歳には見えません。この葉っぱビジネスを舞台とした映画のオーディションを受けて合格され、出演されたというのもわかります。一人なのでできることは限られていると仰りながら、毎日ipadを操って相場を見ながら注文を取り、せっせと出荷をしておられます。西蔭さんのお家を見学に訪ねて来られた方にはノートにメッセージを書いてもらってらしく、そのノートの数、なんと15冊。まあとにかく元気でして、100歳までやりますと。

山と木と川と、人も少なく産業も乏しい普通の田舎町で、ひとつのアイデアからスタートされた事業は、売上高2億6千万円まで成長している。またそれに携わる高齢者が生き生きと仕事しておられる。出会ったある若い女性従業員さんは、神奈川から移住して働いておられると聞きました。なんと素晴らしい仕組みなのかと、感動しました。皆さんいかがですか？

まずは、来月1月26日（金）姫路にて横石社長のお話を聴いてみてください。詳細は別紙の通りです。多数のお申込みお待ちしております。



小規模企業共済・中小企業倒産防止共済 年末申込手続きについて

P2

いよいよ年の瀬も押し迫ってきました。個人事業主の方にとっては年度末となるこの時期、節税対策として使われることの多い「小規模企業共済」と「中小企業倒産防止共済」の平成29年12月新規申込および増額の締切日は12月25日(月)となります。この締切日は、不備のない申込書類と申込金・前納掛金の双方のTKC企業共済会への必着日となりますので日程に余裕を持ってお申し込み下さい。

小規模企業共済とは

- 小規模企業共済制度とは、個人事業主や会社役員の方の退職金として備える制度です。掛金は毎月1千円～7万円で、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税所得金額から控除されます。
- 前納期間が1年以内の掛金であれば、全額が課税所得金額からの控除となります。新規申込であれば12月中の手続きで最大7万円×12ヶ月＝84万円を平成29年の所得から控除することができます。
- 共済金は、税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

中小企業倒産防止共済とは

- 中小企業倒産防止共済とは、万が一取引先が倒産などした場合に、連鎖倒産を起こさない為に貸付を受けることができる制度です。加入できる方は引き続き1年以上事業を行っている中小企業者（法人・個人）で、業種ごとの「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」の要件を満たす方です。
- 掛金は毎月5千円～20万円で、掛金の全額を法人の損金または個人の事業所得の経費とすることができます。また、小規模企業共済と同様に1年以内の前納掛金であれば当年中の経費とすることができます。
- 解約の手続きをした場合、掛金総額に掛金の納付月数に応じた支給率を乗じて得た額を「解約手当金」として受け取ることができます。任意解約であれば、掛金の納付月数が40ヶ月以上で、共済金の貸付けを一度も受けていない場合は、払い込んだ掛金の全額を受け取ることができます。解約時の返戻金は法人の益金または個人の事業所得の収入となります。ただし、掛金の納付月数が12ヶ月に満たない場合は、解約手当金は受け取れません。

いずれの制度も退職金準備やリスク対策と節税が同時に出来る便利な制度です。詳細は監査担当者までお尋ね下さい。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



年末調整の歴史



P3

今年もまた年末調整の季節がやってきました。大部分の給与所得者は勤務先での年末調整で所得税額の精算が完了するため、確定申告をする必要がなくなります。便利な制度ではありますが、年末調整の制度が始まったのは今から 70 年も前。戦後間もない昭和 22 年（1947）のこと。年末調整のルーツを覗いてみましょう。（同業者コラムより引用）

●明治 20 年：所得税の導入

それまでの日本は国民のほとんどが農民で、会社数も少なく、サラリーマンの数もわずかで、江戸時代の年貢を変形した地租（現在の固定資産税に近いもの）が中心でした。しかし、広大な土地を所有している農民と、土地をほとんど所有せず商売で大儲けをしている商工業者等の間で著しく不均衡が生じていました。その欠陥を補う税金として所得税が導入されました。

当時、所得税が課税される対象の収入は、事業や不動産・給与等で現在とほとんど同じでしたが、年収 300 円以上の者だけが所得税の課税対象とされており、納税者は当時の人口の約 0.3% しかいなかったため、「名譽税」とも呼ばれたそうです。

●昭和 15 年：所得税の大改正～源泉徴収制度の導入

昭和初期になると戦争のための財源不足から増税が続き、不足する戦費を安定的に賄うために国は昭和 15 年所得税の大改正を行い更なる税收確保に乗り出しました。つまり、膨大な戦費を確保しなければならないが、これ以上の増税は難しいので、所得税を前取りする方法を考え出し、そこから生まれたのが源泉徴収制度というわけです。

会社が源泉徴収した所得税額は、現在と同じように毎月 10 日が納付期限で、これにより国は毎月所得税収入を確保できることになりました。

基礎控除や扶養控除といった所得控除は、月々の徴収の際に考慮され、変更があった場合には所得者本人が直接税務署に申請書を提出して精算することとなっており、会社が税金を精算する必要はなく、年末調整はまだ存在しませんでした。

●昭和 22 年：年末調整の始まり

終戦後の昭和 22 年、税務署職員の不足などから、給与所得者には源泉徴収だけでなく会社が年末に扶養親族などの所得控除を計算して、税額の精算手続きまで行うことが決定されました。これが現在の年末調整の始まりです。

年末調整にこんな歴史があったとは知りませんでした。今年から変更点もあります。早めに準備をして出来るところから終わらせてしまいましょう。（記事担当：友井）

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX